

## 公募公告

下記のとおり公告に付する。

### 記

#### 1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 横浜税関本関他5施設における飲料水自動販売機の設置業務
- (2) 募集者数 設置番号ごとに1者
- (3) 使用料等 有償（施設使用料及び光熱水料）

#### 2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 各省庁から、指名停止を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (9) 公募事項等の説明を受けない者は、公募に参加できないものとする。
- (10) その他の条件については、下記3.において説明する。

#### 3. 公募事項等説明の日時及び場所

公募に参加を希望する者は、下記4.に記載の担当係へ連絡し公募事項等の説明を受けること。

（日時） 平成30年3月26日（月）～平成30年4月9日（月）

09時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

（ただし、土曜日、日曜日及び行政機関の休日を除く）

（場所） 神奈川県横浜市中区海岸通1-1 横浜税関総務部会計課（横浜税関本関4階）

#### 4. 申込書等の提出

上記3.の公募事項等の説明を受け、自動販売機設置を希望する者は、申込書等を次の提出先に持参または郵送すること。

なお、提出資料の内容、提出期限等については上記3.にて説明を行う。

##### 【提出先】

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関総務部会計課国有財産係（横浜税関本関4階）

担当者：岩垣、澤田 （045-212-6037）

5. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

以上、公告する。

平成30年3月26日

横浜税関長 片山 一夫